

公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号(以下「認定法第5条13号」という。)及び公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団(以下「この法人」という。)の定款第13条(評議員に対する報酬等)及び第27条(役員の報酬等)の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第21条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とし、原則週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費をいう。

(報酬の額の決定)

第3条 この法人の評議員には、定款第13条に定める総額の範囲において、評議員会等、この法人の運営に必要な会議に出席した場合は1人1回につき7,500円を報酬として支給する。

2 この法人の常勤理事及び非常勤理事には、各年度の報酬等の総額が2,856,000円の範囲内において、下記のとおり報酬として支給する。

- | | | | |
|----------|-------|----|----------|
| (1) 理事長 | (非常勤) | 月額 | 50,000円 |
| (2) 常務理事 | (常勤) | 月額 | 173,000円 |
| (3) 理事 | (非常勤) | 年額 | 30,000円 |

3 この法人の非常勤監事には、各年度の報酬の総額が60,000円の範囲内において、下記のとおり報酬として支給することができる。

- | | | | |
|--------|-------|----|---------|
| (1) 監事 | (非常勤) | 年額 | 30,000円 |
|--------|-------|----|---------|

(役員の報酬の支給の始期と終期)

第4条 役員の報酬の支給の始期と終期は、その職に就いた当月分から退職(任期満了、辞任及び死亡等をいう。以下同じ。)の当月分までとし、年額で定められている役員が退職し

た場合の報酬は、年額を12で除して得た額(1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)を月額とみなし支給する。

- 2 任期満了日を経過しても、後任者が就任するまでなおその職務を行っている場合の支給の終期については、その職務を行っている当月分までとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 評議員及び役員の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

- 2 支給方法は、常勤役員については、毎月定められた日に本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むものとし、非常勤役員については、毎月又は毎年定められた日に、通貨をもって本人へ直接支給、または、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととし、評議員については、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給、または、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。ただし、出務の日数が5日以内のもの報酬については、まとめて支給することができる。

(費用)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に要する、交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

- 2 常勤役員に対しては、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。